東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部を改正する庁令

東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成二十三年内閣府令第六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（令第一条各号の内閣府令・防災庁令で定める事業） **第一条**　東日本大震災復興特別区域法施行令（以下「令」という。）第一条第一号の内閣府令・防災庁令で定める事業は、次に掲げるものとする。 ［一～七　略］ ２　令第一条第二号の内閣府令・防災庁令で定める事業は、次に掲げるものとする。 ［一～十一　略］ ３　令第一条第三号の内閣府令・防災庁令で定める事業は、次に掲げるものとする。 ［一～四　略］ ４　令第一条第四号の内閣府令・防災庁令で定める事業は、次に掲げるものとする。 ［一～五　略］ ５　令第一条第五号の内閣府令・防災庁令で定める事業は、次に掲げるものとする。 ［一～十四　略］ （法第二条第三項第三号の内閣府令・防災庁令で定める事業） **第二条**　東日本大震災復興特別区域法（以下「法」という。）第二条第三項第三号の内閣府令・防災庁令で定める事業は、次に掲げるものとする。 ［一～九　略］ （法第二条第三項第三号の内閣府令・防災庁令で定める金融機関） **第三条**　法第二条第三項第三号の内閣府令・防災庁令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。 ［一～九　略］ （法第六条第一項の内閣府令・防災庁令で定める軽微な変更） **第六条**　法第六条第一項の内閣府令・防災庁令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。 ［一・二　略］ （法第四十四条第一項の指定金融機関の要件） **第二十条**　法第四十四条第一項の内閣府令・防災庁令で定める要件は、次に掲げるものとする。 ［一・二　略］ （法第四十四条第三項の内閣府令・防災庁令で定める償還方法） **第二十一条**　法第四十四条第三項の内閣府令・防災庁令で定める償還方法は、償還期間を利子補給契約に係る貸付けが最初に行われた日から起算して十年間（据置期間は五年間）とする元金均等半年賦償還とする。 （法第四十四条第五項の内閣府令・防災庁令で定める期間） **第二十二条**　法第四十四条第五項の内閣府令・防災庁令で定める期間（次項及び次条第一項において「単位期間」という。）は、次に掲げるものとする。 ［一・二　略］ ２　［略］ （土地利用方針の記載事項） **第二十六条**　法第四十六条第二項第三号の内閣府令・防災庁令で定める事項は、次に掲げるものとする。 ［一・二　略］	（令第一条各号の内閣府令で定める事業） **第一条**　東日本大震災復興特別区域法施行令（以下「令」という。）第一条第一号の内閣府令で定める事業は、次に掲げるものとする。 ［一～七　同上］ ２　令第一条第二号の内閣府令で定める事業は、次に掲げるものとする。 ［一～十一　同上］ ３　令第一条第三号の内閣府令で定める事業は、次に掲げるものとする。 ［一～四　同上］ ４　令第一条第四号の内閣府令で定める事業は、次に掲げるものとする。 ［一～五　同上］ ５　令第一条第五号の内閣府令で定める事業は、次に掲げるものとする。 ［一～十四　同上］ （法第二条第三項第三号の内閣府令で定める事業） **第二条**　東日本大震災復興特別区域法（以下「法」という。）第二条第三項第三号の内閣府令で定める事業は、次に掲げるものとする。 ［一～九　同上］ （法第二条第三項第三号の内閣府令で定める金融機関） **第三条**　法第二条第三項第三号の内閣府令で定める金融機関は、次に掲げるものとする。 ［一～九　同上］ （法第六条第一項の内閣府令で定める軽微な変更） **第六条**　法第六条第一項の内閣府令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。 ［一・二　同上］ （法第四十四条第一項の指定金融機関の要件） **第二十条**　法第四十四条第一項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。 ［一・二　同上］ （法第四十四条第三項の内閣府令で定める償還方法） **第二十一条**　法第四十四条第三項の内閣府令で定める償還方法は、償還期間を利子補給契約に係る貸付けが最初に行われた日から起算して十年間（据置期間は五年間）とする元金均等半年賦償還とする。 （法第四十四条第五項の内閣府令で定める期間） **第二十二条**　法第四十四条第五項の内閣府令で定める期間（次項及び次条第一項において「単位期間」という。）は、次に掲げるものとする。 ［一・二　同上］ ２　［同上］ （土地利用方針の記載事項） **第二十六条**　法第四十六条第二項第三号の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。 ［一・二　同上］